

新居浜市広報紙 市政だより「にいはま」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新居浜市広告事業実施要綱（平成19年要綱第44号。以下「要綱」という。）及び新居浜市広告掲載基準（平成19年9月7日決裁。以下「掲載基準」という。）に基づき、新居浜市（以下「市」という。）が発行する広報紙市政だより「にいはま」（以下「広報紙」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格、枠数、掲載位置等)

第2条 広告掲載の規格、枠数、掲載位置等広告掲載に関する仕様は、別に定める。

(広告の範囲等)

第3条 掲載できる広告の範囲、内容等については、要綱第4条及び掲載基準の規定による。

(広告掲載枠の売渡し)

第4条 広告を掲載する枠は、広告主の募集及び選定を行う者（以下「広告取扱業者」という。）に売り渡すものとする。

(広告取扱業者の選定)

第5条 広告取扱業者は、競争入札により選定する。

2 前項の競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告掲載を希望する者は、広告取扱業者を通じて市長に広告掲載の申込み等を行うものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

2 前項の公募に当たり、広告取扱業者と市が協議の上、広報紙等を通じて告知するものとする。

3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告主の選定等)

第8条 広告取扱業者は、広告掲載を希望する者から新居浜市広報紙広告掲載申込書（別記様式。以下「申込書」という。）及び次に掲げる書類の提出を求め、第2条及び第3条の規定に反していないかを確認の上、広告主を選定するものとする。

(1) 業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）

(2) 掲載しようとする広告の原稿案

2 前項の広告主の選定に当たり、広告取扱業者は、広報紙という性格上、地域性及び公共性の高い広告の掲載を優先させるものとする。

(広告の作成及び提出)

第9条 掲載する広告は、広告主又は広告取扱業者が第2条及び第3条の規定に基づき作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担するものとする。

3 広告取扱業者は、第8条の規定により提出を求めた申込書及び作成した広告を、市が指定した期日までに、市が指定した場所に提出するものとする。

(広告の審査等)

第10条 市長は、前条第3項の規定により提出された広告の内容等が第2条及び第3条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

2 前項の審査に当たり、市長が必要な書類の提出を求めたときは、広告取扱業者はこれに応ずるものとする。

(広告内容等の修正)

第11条 市長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反し、若しくはそのおそれがあり、又は広告の内容等に誤りがあると判断したときは、広告主又は広告取扱業者に対して、広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告取扱業者及び広告主への催告等の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告原稿の提出がない場合。

(2) 前条の規定による広告内容の修正を行わない場合。

(3) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載が適切でないと判断した場合。

2 市は、前項の規定による取り消し等により広告取扱業者及び広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告取扱業者は、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告取扱業者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告取扱業者の責務)

第14条 広告取扱業者は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により市及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

新居浜市広報紙市政だより「にいはま」広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

広告申込事業者・代表者

所在地

事業者名

（肩書き）代表者氏名

⑨

代表者住所

申込者（申込権限を有する者）

所在地（支店等）

名 称（支店等）

（肩書き）代表者氏名（よみがな）

⑨

代表者住所

代表者生年月日

新居浜市広報紙市政だより「にいはま」への広告掲載について、新居浜市広告事業実施要綱、新居浜市広告掲載基準、新居浜市広報紙市政だより「にいはま」広告掲載要領及び新居浜市広報紙市政だより「にいはま」広告掲載仕様書を遵守の上、次のとおり申し込みます。

1 広告主の業種	
2 主な事業内容	
3 広告の内容	
4 広告掲載期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※原則、月単位とする。
5 その他	・新居浜市が「新居浜市広告掲載基準（市税納付状況など）」に関する必要な調査を行うことに同意します。 ・新居浜市が暴力団排除措置を講ずるため、必要な調査を行うことに同意します。 ・広告関連規定上、掲載に疑義が生じた場合、新居浜市が広告代理店に対し、疑義事由（個人情報）を知らせることに同意します。

注 この申込書の記載事項及び添付書類に虚偽があった場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。